

浜田市告示第 41 号

浜田市まちづくり総合交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市まちづくり総合交付金交付要綱の一部を改正する告示

浜田市まちづくり総合交付金交付要綱（平成 23 年浜田市告示第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「掲げる経費」の次に「(課題解決特別事業費については、第 3 号及び第 5 号の経費を除く。)」を加え、同項第 3 号中「又は酒類の購入」を削り、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 酒類の購入に要する経費

附則第 2 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 13 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、同年 3 月 27 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の浜田市まちづくり総合交付金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の課題解決特別事業費に係る交付申請による総合交付金から適用し、同日前の交付申請に係る総合交付金については、なお従前の例による。